

ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて

車両の表示等に関しては、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法等関係法令及び運賃実施通達の規定によるほか、次に定めるところによる。

I 一般準則

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、これに定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。
2. 表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭かつ的確に旅客及び公衆に見やすいように表示しなければならない。
3. 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。
4. 表示装置、表示板の取扱いは適正に行い、これらを使用して違法な営業行為を行ってはならない。
5. 車体及び車内に表示物を表示し又は貼付する時は、旅客及び公衆の利便に資する必要最小限度のものであって、運転者及び旅客の視野並びに本取扱いに定める表示の効果を損なわないものでなければならない。

II 法人タクシー〔一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）〕車両の表示等

1. 運賃及び料金を表示するメーター（以下「メーター」という。）の装着位置
メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。
2. 車内表示装置
車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置であり、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。
表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとする。
 - (1) 装着位置
表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード上部又は前席旅客席側上方であって、別表（1－1）又は別表（1－2）の例による位置に装着する。
ただし、装着位置にあっては、車体の屋根の上に代えることもできる。
 - (2) 表示事項
表示装置による表示事項のうち④から⑩までは表示板によることができるものとし、規格は別表（3）の例による。
 - ①「空車」
空車の場合には、車外に向けて表示する。
 - ②「支払」
支払を適用している場合には、車内及び車外に向けて表示する。

③「割増」

割増運賃を適用している場合には、車内及び車外に向けて表示する。

④「迎車」

迎車回送料金を適用している車両が、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合には、車外に向けて表示する。

⑤「予約車」

迎車回送料金を適用しない車両であって乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合には、車外に向けて表示する。

⑥「貸切」

時間制運賃を適用する場合には、車外に向けて表示する。

⑦「観光」

観光ルート別運賃を適用する場合には、車外に向けて表示する。

⑧「定額」

定額運賃を適用する場合には、車外に向けて表示する。

⑨「回送」

運転者が食事、休憩、燃料補給等のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、車外に向けて表示する。

⑩「救援」

救援事業の業務遂行のために走行する場合には、車外に向けて表示する。

⑪「空港回送車両」

空港専用タクシー車両が関西国際空港へ回送する場合には、車外に向けて表示する。

3. 車体表示装置

(1) 車体の屋根の上には、「タクシー」、「TAXI」、「タクシー事業者の名称若しくは記号」又は「タクシー事業者が所属する団体の名称若しくは記号」を表示した表示灯を別表(1-1)の例による位置に装着する。ただし、空港専用タクシー車両については、「AIRPORT」を表示する。

(2) 表示灯は、日没から日出における空車又は迎車回送して旅客の指定した場所に到着してから旅客が乗車するまでの間を除き消灯すること。

4. 車体表示事項

車体(側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。)には、次に掲げる事項を別表(1-1)の例による位置に表示する。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号

(2) 「タクシー」又は「TAXI」(タクシー業務適正化特別措置法による指定地域及び特定指定地域に限る。)

表示方法については、昭和45年10月8日付大陸自第2705号、改正平成元年2月21日付近運旅二第51号による。

ただし、空港専用タクシー車両については、「関西国際空港キャラクターマーク」とし、表示方法については、別表(1-2)の例による位置に装着する。

(3) 所属営業所の所在地名の略称（タクシー業務適正化特別措置法による特定指定地域及び運輸支局長又は運輸監理部長が必要と認めた地域に限る。）

表示する地名については、平成元年1月27日付け近運旅二第30号、平成元年2月21日付け近運旅二第51号及び運輸支局長又は運輸監理部長が必要と認めた略称に限る。

(4) 初乗距離、初乗運賃額、車種区分及び加算運賃額

(5) 遠距離割引（遠距離割引を表示する事業者にあつては、旅客に誤解を与えない表示）

5. 車内表示事項

車内には、次により表示する。

(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
空車等を表示する装置の後面に表示する。

(2) 運転者の氏名
空車等を表示する装置の後面に表示する。

ただし、乗務員証（タクシー業務適正化特別措置法による指定地域及び特定指定地域は、登録タクシー運転者証）を、当該装置の後面に写真の貼付及び運転者名が記載されている面を車内に向けて表示することにより、これに代えることができる。

(3) 運賃料金の内容

初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方並びにメーター表示において運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額（距離短縮による運賃割増を適用する場合にあつては割増を適用した額とする。）のほか、原則として割増運賃又は割引運賃を適用する場合にあつてはその旨を後席の旅客から見やすい位置に表示する。

Ⅲ個人タクシー〔一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）〕車両の表示等

1. メーターの装着位置

メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であつて、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。

2. 車内表示装置

車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置であり、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとする。

(1) 装着位置

表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード上部又は前席旅客席側上方であつて、別表（2）の例による位置に装着する。

ただし、装着位置にあっては、車体の屋根の上に代えることもできる。

(2) 表示事項

表示装置による表示事項のうち④から⑩までは表示板によることができるものとし、規格は別表（3）の例による。

①「空車」

空車の場合には、車外に向けて表示する。

②「支払」

支払を適用している場合には、車内及び車外に向けて表示する。

③「割増」

割増運賃を適用している場合には、車内及び車外に向けて表示する。

④「迎車」

迎車回送料金を適用している車両が、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合には、車外に向けて表示する。

⑤「予約車」

迎車回送料金を適用しない車両であって乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合には、車外に向けて表示する。

⑥「貸切」

時間制運賃を適用する場合には、車外に向けて表示する。

⑦「観光」

観光ルート別運賃を適用する場合には、車外に向けて表示する。

⑧「定額」

定額運賃を適用する場合には、車外に向けて表示する。

⑨「回送」

運転者が食事、休憩、燃料補給等のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、車外に向けて表示する。

⑩「救援」

救援事業の業務遂行のために走行する場合には、車外に向けて表示する。

3. 車体表示装置

(1) 車体の屋根の上には、「個人」を表示した表示灯を別表（2）の例による位置に装着する。

ただし、個人以外の事項を表示した表示灯を付加して装着することを妨げるものではない。

(2) 表示灯は、日没から日出における空車又は迎車回送して旅客の指定した場所に到着してから旅客が乗車するまでの間を除き消灯すること。

4. 車体表示事項

車体（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表（2）の例による位置に表示する。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号

(2) 「タクシー」又は「TAXI」

(3) 「(個人)」

(4) 初乗距離、初乗運賃額、車種区分及び加算運賃額

(5) 遠距離割引（遠距離割引を表示する事業者にあつては、旅客に誤解を与えない表示）

5. 車内表示事項

車内には、次により表示する。

(1) 事業者の氏名及び自動車登録番号

空車等を表示する装置の後面に表示する。

ただし、事業者の氏名については、別表（4）に定める写真票（タクシー業務適正化特別措置法による指定地域及び特定指定地域にあつては、個人タクシー事業者乗務証）、代務運転者の場合は、当該運転者の写真票（タクシー業務適正化特別措置法による指定地域及び特定指定地域にあつては、登録タクシー運転者証）を当該装置の後面に写真の貼付及び氏名が記載されている面を車内に向けて表示する。

(2) 運賃料金の内容

初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方並びにメーター表示において運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額（距離短縮による運賃割増を適用する場合にあつては割増を適用した額とする。）のほか、原則として割増運賃又は割引運賃を適用する場合にあつてはその旨を後席の旅客から見やすい位置に表示する。

IVハイヤー〔一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）〕車両の表示等

1. メーターの装着位置

メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であつて、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。

ただし、時間制運賃のみを適用する者にあつてはこの限りでない。

2. 車内表示装置

車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置であり、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとする。

(1) 装着位置

表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード上部又は前席旅客席側上方であつて、別表（1-1）の例による位置に装着する。

ただし、装着位置にあつては、車体の屋根の上に代えることもできる。

(2) 表示事項

表示装置による表示事項は、表示板によることができるものとし、規格は別表（3）の例による。

①「予約車」

乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合には、車外に向けて表示する。

②「回送」

運転者が食事、休憩、燃料補給等のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、車外に向けて表示する。

3. 車体表示事項

車体には、次に掲げる事項を別表（1-1）の例による位置に表示する。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号

文字の大きさは縦横5センチメートル以上とする。

4. 車内表示事項

車内には、次により表示する。

(1) 事業者の氏名又は名称、運転者の氏名及び自動車登録番号

V 患者等輸送車両の表示等

1. メーターの装着位置

メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。

ただし、時間制運賃のみを適用する者にあってはこの限りではない。

2. 車内表示装置

車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置であり、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとする。

(1) 装着位置

表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード上部又は前席旅客席側上方であって、別表（5）の例による位置に装着する。

ただし、装着位置にあっては、車体の屋根の上に代えることもできる。

(2) 表示事項

表示装置による表示事項のうち②から⑤までは表示板によることができるものとし、規格は別表（3）の例による。

①「割増」

割増運賃を適用している場合には、車内及び車外に向けて表示する。

②「迎車」

迎車回送料金を適用している車両が、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合には、車外に向けて表示する。

③「予約車」

迎車回送料金を適用しない車両であって乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合には、車外に向けて表示する。

④「回送」

運転者が食事、休憩、燃料補給等のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、車外に向けて表示する。

⑤「救援」

救援事業の業務遂行のために走行する場合には、車外に向けて表示する。

3. 車体表示事項

車体には、次に掲げる事項を別表（5）の例による位置に表示する。

（1）事業者の氏名、名称又は記号

（2）「患者等輸送車両」又は「福祉輸送車両」

（3）「(限定)」

4. 車内表示事項

車内には、次により表示する。

（1）事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
割増等を表示する装置の後面に表示する。

（2）運転者及び補助者等の氏名

割増等を表示する装置の後面に表示する。

ただし、乗務員証（運転者に限る。）を、当該装置の後面に写真の貼付及び運転者名が記載されている面を車内に向けて表示することにより、これに代えることができる。

（3）運賃料金の内容

初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方並びにメーター表示において運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額（距離短縮による運賃割増を適用する場合にあっては割増を適用した額とする。）のほか、原則として割増運賃又は割引運賃を適用する場合にあってはその旨を後席の旅客から見やすい位置に表示する。

VI禁煙車両の表示等

1. 車体表示装置

車体の屋根の上には、別表（６）の例による「禁煙マーク」を表示した禁煙表示灯を装着する。
ただし、表示灯にこれを並記した場合又は交通圏において、相当数（概ね九割以上）の禁煙車両が導入される場合であって、事業者及び事業者団体が利用者への周知を行うこと等の措置がなされている場合は、省略することができる。

2. 車体表示事項

車体の後部両側面ドアには、別表（６）の例による「禁煙マーク」及び「禁煙車」を表示する。
ただし、交通圏において、相当数（概ね九割以上）の禁煙車両が導入される場合であって、事業者及び事業者団体が利用者への周知を行うこと等の措置がなされている場合は、車体の後部両側面ガラスに外側に向かって表示することができる。

3. 車内表示事項

旅客の見やすい位置に、別表（６）の例による「禁煙マーク」又は「禁煙車」を表示する。

Ⅶ除外規定

本取扱いに定める表示事項等については、Ⅱで定める法人タクシー車両、Ⅲで定める個人タクシー車両及びⅣで定めるハイヤー車両であって国又は地方公共団体が係わる行事、若しくは特定顧客と文書による１カ月以上の運送契約のある場合において、別表（７）に定める書式により事前に運輸支局長又は運輸監理部長に届け出られた車両については、その運送に従事する間に限り、次に掲げる事項について適用を除外することができる。

1. Ⅱ 2.、Ⅲ 2. 及びⅣ 2. に定める「車内表示装置」
2. Ⅱ 3. 及びⅢ 3. に定める「車体表示装置」
3. Ⅱ 4.（２）及びⅢ 4.（２）に定める「「タクシー」又は「TAXI」
4. Ⅱ 4.（３）に定める「所属営業所の所在地名の略称」
5. Ⅱ 4.（４）及びⅢ 4.（４）に定める「初乗距離、初乗運賃額、車種区分及び加算運賃額」
6. Ⅱ 5.（３）及びⅢ 5.（２）に定める「運賃料金の内容」

附 則 （平成元年２月２１日付け近運旅二第５１号改正）

この通達は、平成元年４月１日から適用する。

附 則 （平成５年１２月８日付け近運旅二第３７０号による一部改正）

この通達は、平成５年１２月８日から適用する。

附 則 （平成６年７月４日付け近運旅二第１９３号による一部改正）

この通達は、平成６年７月４日から適用する。

附 則 （平成１０年３月２６日付け近運旅二第９３号による一部改正）

この通達は、平成１０年４月１日から適用する。

附 則 （平成１０年１１月１０日付け近運旅二第６０８号による一部改正）

この通達は、平成１０年１１月１０日から適用する。

附 則（平成18年3月27日付け近運自二第1512号による一部改正）

この通達は、平成18年4月1日から適用する。

なお、車体表示事項の初乗距離、車種区分及び加算運賃額の表示については、平成19年4月1日までに適用することとする。

附 則（平成20年4月28日付け近運自二第75号による一部改正）

この通達は、平成20年5月1日から適用する。

附 則（平成20年6月14日付け近運自二第232号による一部改正）

この通達は、平成20年6月14日から適用する。

なお、平成20年6月13日迄に新たに指定地域となった地域に営業所を有する、法人タクシー車両の車体表示事項（「タクシー」又は「TAXI」）及び車内表示事項（登録タクシー運転者証）、個人タクシー車両の車内表示事項（個人タクシー事業者乗務証及び代務運転者の登録タクシー運転者証）の取扱いについては、平成20年12月13日までに適用することとする。

また、新たに特定指定地域となった地域に営業所を有する個人タクシー車両の車体表示装置（表示灯）の取扱いについては、平成20年12月13日までに適用することとする。